

令和7年第3回五城目町議会定例会議事日程〔第5号〕

令和7年9月12日（金）午前10時00分開議

1 開会（開議）宣告

2 議事日程

日程第 1 決算特別委員長報告

日程第 2 総務産業常任委員長報告

日程第 3 教育民生常任委員長報告

日程第 4 議案第62号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

日程第 5 議案第63号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

日程第 6 議案第64号 教育長の任命につき同意を求めることについて

日程第 7 議員派遣の件について

3 閉会



## 令和7年五城目町議会9月定例会会議録

令和7年9月12日午前10時00分五城目町議会9月定例会を五城目町役場議場に招集された。

1. 応招（出席）議員は、次のとおりである。

2番 小玉正範	3番 伊藤信子
4番 石川交三	5番 中村司
6番 佐沢由佳子	7番 石川重光
8番 松浦真	9番 工藤政彦
10番 椎名志保	11番 斎藤晋
12番 石井光雅	13番 佐々木仁茂
14番 舘岡隆	

1. 不応招（欠席）議員は、次のとおりである。

1番 石井和歌子

1. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は、次のとおりである。

町長	荒川滋	副町長	澤田石清樹
教育長	畑澤政信	総務課長	東海林博文
まちづくり課長	柴田浩之	会計管理者兼 税務会計課長	小玉洋史
議会事務局長	千田絢子	農林振興課長	石井忠大
商工振興課長	鳥井隆	建設課長	小野亨
学校教育課長	小玉重巖	生涯学習課長	工藤晴樹
住民生活課長	石井一	健康福祉課長	舘岡裕美
消防長	佐々木貴仁	総務課課長補佐	大石靖宜

1. 会議書記は、次のとおりである。

議会事務局長 千田絢子

1. 会議の開閉時刻、質疑応答は別紙のとおりである。



午前10時00分 開議

○議長（石川交三君） おはようございます。

本日の議事日程については、タブレットをご覧ください。

ただいまの出席議員数13名、会議は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本定例会において決算特別委員会並びに各常任委員会に付託の各案件について、各委員会における審査の経過と結果について、各委員長より報告を求めます。

はじめに、決算特別委員長の報告を求めます。10番椎名委員長

○決算特別委員長（椎名志保君） おはようございます。

令和7年9月定例会において決算特別委員会に付託された議案は、令和6年度一般会計歳入歳出決算をはじめ、特別会計4件、企業会計2件の7件であります。これらの審査のため、9月8日から11日までの4日間の日程で、4階大会議室において会議を開いております。出席委員は6名全員であります。参与として石川議長にご出席いただきました。

説明者には、東海林総務課長、小玉税務会計課長、大石総務課長補佐には4日間出席していただき、他に畑澤教育長、各課長はじめ関係職員、書記には各課職員を指名し、会議に入りました。

当局による令和6年度予算編成の基本方針を念頭に入れ、議会の議決を経た予算が、その趣旨と目的に従い、適正かつ効率的に執行され、事業の成果を生み出しているかを審査方針とし、さらに事業実施が町民のより良い暮らしに結びついているか、町を担う次の世代に手渡せるまちづくりになっているか、町の宝である子どもたちの未来を見据えたものであるかといったことも視点にし、各課からのヒアリングと関係書類にて審査を行いました。

一般会計では歳入総額80億5,772万5,000円、歳出総額75億268万5,000円、差引額5億5,504万円、翌年度に繰り越すべき財源2億3,619万3,000円を差し引くと、実質収支額は3億1,884万7,000円であります。

それでは各課の審査について、主なものを審査順にご報告いたします。

総務課です。

人口減少が続く中、普通交付税に依存せず、自主財源をいかに確保するかが引き続きの課題です。財政調整基金は20億円を目標にしていますが、決算剰余金を積み立てる

だけでなく、政策的に積み増しする努力が必要との認識が共有されました。

公共施設の削減については、公共施設等総合管理基金を活用し、地域住民の理解を得て計画的な削減を行っていくよう指摘。また、DXの推進については、進め方の計画策定が急務であることを指摘しました。

昨年の審査において新たな財政シミュレーションの実施を求めておりましたが、今年度策定の過疎計画に合わせ、新たにシミュレーションを作成し、報告がなされることを確認しております。

議会事務局です。

議員研修においては、滋賀県大津市にある全国市町村国際文化研修所において、3コースに延べ7名の議員の受講がありました。

議会広報「みんなの町議会」が、各定例会での一般質問者数によりページが増えていることについて、大事な発信の場でもあり、ページ数は今後も確保することを確認しております。また、印刷業者について、指名業者の条件を緩和し、新たなデザインを取り入れる検討も必要ではないかを指摘しました。

消防本部です。

県内に13ある消防本部の中で平均年齢が一番若く、勤続年数も最も少ない消防本部であることから、人材育成を重要視し、消防学校などに積極的・計画的に入校させ、職務能力の高い職員の育成に努め、消防力の向上につなげるとありました。

また、職員の防火装備4人分、消防団員には視認性に優れた活動服103人分を更新。令和5年の大雨災害の経験から全分団員に救命胴衣を配備し、装備の充実を図りました。

分団員確保に対し、防災士の資格取得など、防災意識を高める中で消防団へ目が向く可能性もあり、女性も含めた消防団入団への呼びかけにつなげることを共有しました。

また、大雨のたびに土のうを届け積むといった消防団員の懸命な水防活動の様子が見られます。さらに、救助をとった役割については、団本部と十分協議することを指摘しました。

町内の消防施設においては、今後、地元の分団長はじめ、町内会に十分な説明を行い、集約を図り、コンパクト化していく考えであることを確認しております。

税務会計課です。

一般税の収納率は前年度と同じく98.04%、滞納繰越分の収納率は前年比0.20ポイント減の5.15%であります。引き続き、きめ細やかな納税相談を実施し、自

主財源の確保に努めることと、滞納繰越・不納欠損に至る前、現年度分での徴収努力に努めることを確認しております。

また、誠意のない滞納者に対しては、差し押さえを通知する秋田市の例を参考にするなどの指摘がなされました。

事業者との契約については、今後、電子契約に取り組むことの提案もなされました。

また、基金の運用については、他の自治体の取り組みを参考にするよう指摘しました。

国保税についても、さらなる徴収努力を指摘。税率については改正がなくとも毎年直近3年間のシミュレーションを提示していただき、状況を共有することを確認しております。

住民生活課です。

空き家の数は774件。空き家解体の補助実績は、令和5年度17件、6年度18件であり、今後も補助を続け、空き家の解体を進めていくことを確認しました。

また、増える空き家に対し、町内会で空き家を改修し、自分たちで自治していく地域づくり事業を行っている自治体もあり、参考にすべきとの提案もなされました。

備蓄品に関しては、このたび不足していた毛布や給水袋を購入し、また、各指定避難所に必要最低限の食料を備蓄しましたが、同時に自助も呼びかけていくことを確認いたしました。

昨年の指摘事項に「防災監の任用など、体制強化が必要」とあり、実現できたことは町の防災において大きな前進です。また、災害が頻発していることでもあり、防災担当課といった、課の新設が今後必要ではないかといった指摘もなされました。

商工振興課です。

物価高騰対策事業として国の交付金を活用し、全町民に1万円分の商品券を発行し、町民生活の支援と町内経済の活性化を図りました。

また、ものづくり支援事業や事業所改修事業により、町内事業者へ経費の一部を助成し、事業の継続を支援しました。ものづくり支援事業を活用した事業者は5件であり、金融機関からの委員を含む審査会を経て交付対象となったことを確認しております。

また、町の指定管理を受けている事業所に対し、一層の経営努力で、より、収益を上げていただくことを指摘しました。

建設課です。

交付金の活用で五城目橋・寺庭橋の補修、五城目外環状線・大川上瀉端線の舗装改良

工事を実施、令和4年度に着手したウッドロード歩道灯LED化工事が完了。令和5年災公共土木災害復旧事業を繰り越しして実施し、11か所が完成しております。

人口が減少している中で、今後、道路や上下水道、除雪といった社会インフラの集約が必要ではないかを指摘。立地計画に伴うコンパクトシティ化は、優遇措置を設けるなどし、時間をかけ進めていくことを確認。町民からの要望が増え、青空号増員の考えを確認しました。

公営住宅については、土砂災害警戒区域であることや耐震化基準を満たしていない、水害の危険性があるなどし、現在は新広ヶ野のみ新たな入居が可能で、矢場崎住宅は政策空き家として被災者に提供されるものであることを共有しました。

また、側溝清掃については、令和5年の大雨災害をきっかけに、6年度、7年度と継続して行い、先日の豪雨で冠水した場所の調査を実施。清掃の必要な箇所を町内会へ呼びかけることを指摘しました。

企業会計、水道事業会計決算については、給水人口が7,485人で、前年度に比較し195人の減。普及率は99%。同時に有収水量も減少しており、給水収益の大幅な減額により、8年連続の赤字決算となりました。

今年度、「水道及び下水道事業経営等審議会」を立ち上げ、水道料金及び下水道使用料の改定について審議が行われております。

料金改定後3年度目において黒字化の見込みであること、水道管についてはアセットマネジメントにより老朽化対策を行っていくことを確認しております。

浸水の危険のある浄水場については、当面は止水板で対応。移転か現在地に盛り土して建設か、または広域化といった検討を料金改定後、落ち着いた段階で行うことを確認しております。

下水道事業会計決算についてであります。

水洗化人口は5,099人で、水洗化率は83.5%であります。今後、下水道使用料も値上げすることについては、表面上は黒字に見えるが、内情は一般会計から出資金の支出があり、一般会計に依存したものであることを認識、共有しております。

樋門の改修については2か所、フラップゲート化することを確認しました。

生涯学習課です。

社会教育講座「みんなの学校」では、小学校の授業と連携し、新たな学びの提供と充実を図っており、放課後子ども教室「わらしべ塾」は、安心・安全な子どもの居場所で

す。また、地域図書室「わーくる」は子どもも大人も集える読書活動の拠点となっております。

各地区公民館の機能・役割について、将来的には地域の拠点としてのコミュニティセンター化、また、公民館活動では、中央公民館に集約するなど、指定管理の3年間の中で考えていかなければならないことを確認。各地区公民館での講座数や活動にばらつきがあることを指摘し、月に一度の公民館長会議で情報を共有しながら、より良いものにしていくことを確認しております。

矢田津世子没後80年事業で製作した本をふるさと納税の返礼品にするなど、観光資源としての活用、発信の工夫を指摘しました。

友愛館に展示されている舘岡栗山の作品や埋蔵文化財、釣りキチ三平の部屋、また、町内いろいろなところに町の宝が埋もれており、小中学生に町の財産を見せる機会を作り、次の世代につなげていく必要があることを共有しました。

また、温水プール、圏民体育館、トレーニングルームなど体育施設の活用については、介護予防も目的とするなど、福祉との連携で利用率を向上させることを指摘しました。

学校教育課です。

県教育委員会の委託で令和4年度から実施している教育留学事業は、令和5年度、小学生18名、中学生2名、6年度では小学生28名の実績がありました。

育英資金の貸与については、高校生に加え、大学生や大学院生までを対象とし、貸与金額も増額しております。

また、教職員の働き方改革や教育の質の向上を図るため、令和6年度から秋田県小中学校等統合型校務支援システムが本稼働しました。こども議会の運営や、ICT支援員に外部人材や企業からの人材派遣を検討することの提案がなされました。また、学校給食の無償化について、物価高騰で食材費が上がっていることでもあり、1食当たりの単価の見直しが必要ではないかを指摘しました。

生徒数の減少で小学校・中学校とも空き教室が増えることが予想され、校舎の統合を含め、今後の公共施設の有効活用の検討を指摘。また、校舎の保守管理については、数社から見積もりを取るなどし、契約金額の削減に努めることを指摘しました。

まちづくり課です。

デジタル専門監1名を委嘱。デジタル技術の利活用により、行政事務の効率化や住民サービス向上を図るものであります。独立行政法人国際協力機構（JICA）との連携

協定に基づき、海外協力隊派遣前研修（グローバルプログラム）に取り組む候補生4名を地域おこし協力隊インターンに委嘱し、同プログラムを連携して実施。企業版ふるさと納税の運用を開始し、3社から寄付がありました。

地域公共交通事業では、全町内での戸口運行が開始。便数を増やすことや運行形態を改善するなどし、より利用しやすいものとすることを確認しております。

ふるさと納税については、教育留学の体験を商品にすることや、矢田津世子の絵本を増刷し返礼品にするなど、町の良いところをPRするものの提案がなされました。

また、秋田ホーセで製造されている高級ジーンズを返礼品とするなど、事業所との積極的な交渉を指摘しました。

結婚支援事業については、そのための事業を持つというより、同窓会などに町が支援するといったことが有効ではないかと提案しております。

農業委員会です。

将来の農地利用の姿を明確化する「地域計画」が策定されております。併せて、概ね10年後に「誰が」「どの農地を」耕作するのかを農地一筆ごとに表わした地域ごとの「目標地図」も作成されております。毎年、農業者との意見交換会などを開催し、地図の加除を行っていくことを確認しております。また、各地区での基盤整備事業をスピード感を持って進めることが急務であり、農業者が苦慮している相続登記の問題、作物選定について、町としても伴走し力になっていただくことを求めました。また、地域に入り、事務作業や申請手続きを支援する専門の職員を増員することの指摘もなされました。

令和6年度農業者年金受給者は70名、新規加入者は9名であることを確認しております。

農林振興課であります。

新規雇用奨励金は1社、農業次世代人材投資資金、夢ある園芸産地創造事業費補助金をそれぞれ1名に、多面的機能支払い交付金は23団体に補助及び交付をしております。

昨年の指摘事項であった災害時の流木処理については、小災害として交付金の対象となることを確認。回収マニュアルの制定については未策定でありました。

また、森林環境譲与税の基金残高が3,482万9,000円であることを確認、より活用することと併せて森林資料館の展示の工夫、入れ替えの指摘もなされました。

健康福祉課です。

特定健診、後期高齢者健診の受診率に向上が見られました。また、各検診により胃が

ん2名、大腸がん5名、肺がん1名が見つかり、検診の有用性を共有しました。

こども家庭センターの設置については、子ども支援を一体的に行うという本来の目的を達成するため、町長・副町長はじめ関係各課が連携し、予算を含めた具体的な計画を早期に示すことを指摘。また、懸案である重層的支援体制整備事業については、今年度は土台を構築するとしているが、現場からはケースが特殊であり、血の通った相談援助を行うため、相談者としての質の向上を図る必要があり、職員の養成が急務であることが聞かれました。

第2期五城目町地域福祉計画の策定と、社会福祉協議会での地域福祉活動計画が策定されるこのタイミングが、重層的支援体制整備事業に取り組む時ではないかとの指摘もなされました。

特別会計に入ります。

国民健康保険特別会計です。

医療費削減のためのデータヘルス計画の中で新たな事業として、糖尿病性腎症等重症化予防事業と服薬適正化事業が立ち上がりました。当町での透析患者の多さや、投薬が重複することを懸念しての対策です。より多くの方に認識していただき、観点を変えるなどして行い、対象者を増やすことを確認しております。また、健診の受診率向上のため、ナッジ理論を活用した勧奨通知の出し方に工夫があり、評価いたしました。健診の異常値放置者対策として2次受診の助成を指摘しました。

後期高齢者医療特別会計です。

未納分の保険料の徴収に努めることと、健康寿命延伸のため、保健事業と介護予防を引き続き一体的に行っていくことを確認しております。

介護保険特別会計です。

第9期介護保険事業計画の初年度でありました。介護認定者は888人で、前年度より22人増加しております。

決算では多額の繰越金が発生しています。要因としては、介護事業所サービス給付事業費の減少から利用者の減少、また、被保険者自身が物価高騰による影響を受け、サービスの利用控えが起こっている可能性があり、介護事業所の経営難も考えられます。県補助金を活用し、介護事業所に食糧費高騰に対する補助を行うとしていますが、介護報酬の引き下げにより経営難に陥っている訪問介護事業所に対しても、安定的なサービス提供を確保するため、町として支援すべきではとの指摘もなされました。

また、高齢者の相談の陰には、引きこもりや経済的な問題が複合的に絡み合うなど、制度やサービスで対応できない、狭間にある問題が存在します。まさに、重層的支援体制整備事業で行われるべき事案であります。町全体で考えていかなければならない課題であり、行政だけではない民間の知恵や力、いろいろな方々からの協力を得て、できることから進めていくことを確認しております。

障害認定事業特別会計です。

令和6年度の審査件数は80件であり、うち当町は37件、新規認定者は2件でありました。追加審査を行っておりますので、報告いたします。

住民生活課です。

空き家解体撤去費補助金について、対象空き家の要件が旧耐震基準である昭和56年以前建築の建物と限定されていることについて、2023年に空き家の増加を抑制するための改正空き家対策特別措置法が施行され、管理の行き届かない空き家には指導・勧告できるようになりました。建築の年数を問わず、解体の意志のある所有者に対し、補助すべきと指摘。来年度からの建築年度の要件削除を確認しております。

また、補助額についても当町は全県の中でも低い補助率であり、危険空き家を放置し、緊急安全代行措置や行政代執行を招かぬためにも、補助率を上げ、解体を促すべきと指摘しました。

商工振興課であります。

朝市ふれあい館での物販について、当初は補助金の縛りがあり、物販できないこととなっておりましたが、県に確認したところ、施設の建設から10年を経過し、当初の目的を達成したことから、物販は可能と確認しております。

併せて、指定管理への移行の検討も確認。今後、様々な活用を考えていくよう指摘しました。

また、各指定管理施設の指定管理料算出の根拠について、指定管理者から提出される予算書や毎年度行っているヒヤリングを次年度の指定管理料に反映させ、光熱費や人件費の上昇など社会的な事情があった場合には対応することを確認。収益物件に対しては、より利益を上げていただくよう指摘をしました。

現地視察では、ウッドロード歩道灯LED化、長寿命化を図った五城目橋、災害復旧である廣徳寺橋、町道小野台墓地線の改良工事、災害現場である合地、浸水被害を受けた黒土付近の状況を視察しました。

最終日は付託された7議案の採決を行い、結果について報告いたします。

議案第49号、令和6年度五城目町一般会計歳入歳出決算認定について、全会一致で認定すべきものと決しております。

特別会計については、4議案一括して採決を行っております。

議案第50号、令和6年度五城目町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第51号、令和6年度五城目町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第52号、令和6年度五城目町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第53号、令和6年度五城目町障害認定事業特別会計歳入歳出決算認定について、特別会計4議案とも、全会一致で認定すべきものと決しております。

企業会計2議案を一括して採決しました。

議案第54号、令和6年度五城目町水道事業会計決算認定について、議案第55号、令和6年度五城目町下水道事業会計決算認定について、2議案とも、全会一致で認定すべきものと決しております。

このたびの審査では、令和6年度の検証に加え、DXの活用、公共施設の在り方、基金の積み増し、防災、空き家対策、こども計画、指定管理事業所、公営住宅、水道・下水道、各地区公民館、学校、ふるさと納税、結婚支援、農地、森林、子育て、健診、介護など、委員の質問や意見、指摘や提案には、今後5年、10年先、そして将来を見据えた視点が随所にあります。また、各課で行われている事業からは、職員の方々の前向きな姿勢や思い、そこにとどまらない発展的なアイデアや町民に寄り添った訴えを感じることができました。

今後ますます進む人口減少、少子高齢化、労働力不足、異常気象により頻発する災害、そんな中でも人々の暮らしは続いていきます。そして、その暮らしは、幸せなものでなければなりません。職員の皆さんも私たち議員も、町民の方々の幸せのための働きをしなければなりません。外から多くの風も吹いています。きっと希望の光が見えてくるはずです。

このたびの決算審査にご協力いただきました関係職員と決算委員の皆様、そして、参与として適切なお助言をいただきました石川議長に心よりの感謝を申し上げ、決算審査の経過と結果についての報告といたします。

○議長（石川交三君） 決算特別委員長報告に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 委員長報告に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。決算特別委員会に付託の各案件については、この際、討論省略の上、委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第49号、議案第50号、議案第51号、議案第52号、議案第53号、議案第54号、議案第55号は、原案を認定することに決定いたします。

次に、各常任委員長の報告を求めます。

報告の順序は、総務産業、教育民生常任委員会の順序に行います。

はじめに、総務産業常任委員長の報告を求めます。9番工藤委員長

○総務産業常任委員長（工藤政彦君） おはようございます。

令和7年9月定例会において総務産業常任委員会に付託された付議事件は、関係部分を含む議案4件、報告3件であります。これらの審査のため、総務産業常任委員会室において、9月5日午前10時から会議を開いておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

出席委員は7名の全員であります。参与には、東海林総務課長、柴田まちづくり課長、小玉会計管理者兼税務会計課長、千田議会事務局長、石井農林振興課長、鳥井商工振興課長、小野建設課長はじめ関係職員、書記には、建設課浅野主任、まちづくり課佐藤主任、商工振興課佐藤主事を指名し、会議に入りました。

はじめに、議案第48号、専決処分（第6号）の承認を求めることについて、令和7年度五城目町一般会計補正予算（第2号）の関係部分についてであります。

本案は、令和7年度五城目町一般会計において、きゃどっこまつりなどの夏の行事に先立ち、町民が集う会場となる雀館運動公園内の樹木の伐採、駐車場の区画線標示工事、また、町道の区画線標示工事費等を令和7年7月16日付けをもって補正予算の専決処分をしたものであり、議会に報告し承認を求められたものであります。

委員からは、きゃどっこまつりを控えた雀館運動公園での区画線表示や危険樹木伐採といった専決処分は理解するものの、町道外環状線などの区画線表示については当初予算で対応するべきとの指摘がありました。これに対し当局からは、当初予算に計上していたが予算査定の調整の結果、専決処分となったとの説明がありました。

委員からは、区画線表示は春先に確認・実施して欲しいとの意見が出されました。

また、委員から樹木伐採の内容について質疑があり、当局からは、グラウンドゴルフ場法面付近などでクマの目撃情報があり、急を要したこと、さらに、きやどっこまつりを控え、町民センター芝生広場やグラウンドゴルフ場法面で木や落枝の危険があったため、来場者の安全確保の観点から広範囲に伐採、剪定を行ったと説明がありました。

他には特に意見もなく、議案第48号の関係部分については、全会一致で承認すべきものと決しております。

次に、議案第56号、令和7年度五城目町一般会計補正予算（第3号）の関係部分についてであります。

委員からは、「企業版ふるさと納税」についての実績を問う質疑があり、当局からは、昨年度は3件で160万円、今年度は1件50万円であるとの説明がありました。また委員からは、寄附額が伸び悩んでいることへの指摘があり、専門業者委託等の手法を調査・分析をし、寄附額増加に向けた新たな戦略を検討すること、教育留学等の人的なつながりを活かし、全庁的に企業版ふるさと納税の寄附を募る体制を構築することを提案されました。

悠紀の国五城目の自然観察園の樹木の伐採規模に対する質疑があり、当局からは、クマ対策として、自然観察園の樹木約1,000㎡（1,500本）を伐採予定であるとの答弁がありました。

また、委員からは、街路維持補修事業の公共樹木管理委託料の内容を問う質疑があり、当局からは、クマ対策というよりも通常の樹木の管理上の剪定であり、枝の垂れ下がりによる視認性阻害のため、枝下ろしを実施するものであり、馬城橋から雀館幹線の十字路付近までの視認性が阻害されている箇所を施工するものであるとの説明がありました。

その他に委員から、住宅管理運営費の委託料について質疑があり、当局からは、矢場崎の町内会よりサクラの木の剪定について要望があったもので、サクラの木について住宅の屋根より高い箇所を剪定するものであるとの説明がありました。

町制施行70周年記念式典の企画について質疑があり、当局は、9月27日に朝市会場で秋田魁新報社と連携し、町在住の佐藤稔先生が監修した「秋田弁博」をテーマにしたトークショー等を実施予定と説明がありました。記念式典については10月7日に広域五城目体育館で開催し、功労者表彰、アトラクション、記念講演は、漆畑先生に依頼をしているとの説明がありました。招待者は60周年式典時と同規模で、過去の受賞者や行政関係者を中心に案内をする方針とされているとの答弁でした。

委員からは、町長の運転手についての質疑があり、当局からは、町長は通常は徒歩で通勤しているが、東京出張時の空港までの移動や秋田市内での会議・懇親会の際に運転手を活用しているとの答弁がありました。これまでは職員が送迎しており、時間外勤務や拘束が生じていたため、会計年度職員として運転手を採用したとの説明がありました。

委員から、J Aあきた湖東の移動販売に関する委託料とその根拠について質疑があり、当局からは、見積もりに基づき156万円を計上しており、人件費・燃料費・資材費等を含む経費であるとの説明がありました。

また、委員からは、J Aの移動販売はダイサンスーパー閉店に伴う買い物困難者への補完事業と理解していたが、現状維持の支援だけでは行政が関与する意味が薄いのではないかとの意見がありました。その上で、支援を通じて人員確保や販売地域の拡大を図り、現状よりも充実した活動となるよう、町からJ Aへ協議・要請して欲しいとの要望がされました。

事業所改修補助金事業の補正予算について質疑があり、当局からは、8件を交付済みで2件の相談があるが、予算不足のため、申請増も見込み122万円を増額補正すると説明がありました。また、周知は町広報のほか湖東3町商工会を通じて会員向けに案内しているとの答弁でした。

高崎館越地区高収益作物導入計画策定事業の調査委託費について質疑があり、当局からは、研修視察を企画するためのコンサル委託費であり、来年度に事業採択、令和9年度から工事着手を予定していると説明がありました。視察先は秋田市と潟上市、委託先は株式会社あきた食彩プロデュースであるとの答弁でした。

委員から、赤倉山荘の消防設備修繕料と存廃に関する協議状況について質疑があり、当局からは、今月中に検討会を立ち上げて存廃を協議する予定だが、修繕は存廃の結論を待たずに早急に実施するべき内容であると説明がありました。

また委員から、赤倉山荘の検討会メンバーの確定状況と最終判断について質疑があり、当局からは、担当課として案はあるが、委嘱前であり、検討会の結果を踏まえ最終的には町が判断すると説明がありました。

委員から、ハラスメント研修について、議会だけでなく職員にも広く参加を呼びかけ、管理職に限らず多くの職員が受講できるようにして欲しい、また、定義が毎年変わるため、以前受講した職員も再度参加できるようにして欲しいとの要望がありました。これに対し当局は、そのように周知していきたいと答弁がありました。

委員から地籍調査委託料について質疑があり、当局は、666万3,000円の内訳は旧農業集落排水処分場周辺で、ここは県が河川改修に取りかかろうとしている場所であること、また、消防署向かいの残土置き場周辺で、町が来年度土地改良事業に着手したいと考えている場所であることと説明があり、事業を採択してもらうためには図面修正が必要になることの答弁がありました。さらに富田周辺について問われたところ、当局からは当初予算で計上済みであるとの説明がありました。

8月15日の大雨被害について、農業施設の被災有無、激甚災害指定、工事着手時期について質疑がありました。当局からは、農業施設に被害はなく、激甚災害指定は未定、工事は災害査定後に年末発注し、土砂流入箇所は融雪後から5月末までに復旧予定と答弁がありました。ただし、9月2日の大雨の影響で遅れも想定されると説明があり、また、県内で大雨災害が頻発し、調査設計業者の確保が難しい状況にあり、復旧費用は専決処分や予備費を活用し早急に対応する方針が示されました。

廣徳寺橋に関する調査設計委託料についての質疑があり、当局からは、復旧工事発注後に設計変更が生じた場合へ対応するための予算措置であると説明がありました。設計変更時は議会承認が必要との認識が示されました。通行再開は田植え後を予定し、仮橋撤去などは秋頃まで工事が続く見込みであるとの説明がありました。

また今回の大雨による被害はなかったとの報告がありました。

公園維持補修事業についての質疑があり、当局からは、ターミナルパークの遊具2基（小型すべり台とロックンパッピー）の老朽化に伴う更新、東屋の破損補修を行うものであると説明がありました。更新内容は、すべり台は同等品、ロックンパッピーは1人用遊具2基への入れ替えで、撤去・設置・補修費用は約230万円となるとのことでした。

また、委員からは「遊具は要望を踏まえて決定したのか」「子供のニーズを反映した遊具設置は検討していないのか」と質疑があり、当局からは「要望に基づいたものではなく、健康福祉課の判断に基づく更新。ニーズ調査は時間的にできていなかったが、今後は予算の範囲で健康福祉課と協議し、反映できるようにしたい」と答弁がありました。

委員からは、ニーズ調査に基づく遊具選定を検討するよう、強く求められました。

森林環境譲与税の基金を問う質疑があり、当局からは、令和6年度末で3,482万9,000円、令和7年度は1,000万円を繰り入れるため、年度末の残高は4,482万9,000円となる見込みであるとの答弁がありました。

他には特に意見もなく、議案第56号の関係部分は、全会一致で可決すべきものと決しております。

次に議案第60号、令和7年度五城目町水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。

委員からは、渇水時に備えて協定先（戸村土地改良区）からの取水体制があるが、今回は使用せずに済んだ。しかし、今後も同様の事態が起こり得るため、渇水時の対応体制を改めて確認すべきという指摘があり、当局からは、渇水時の対応として、戸村土地改良区への感謝を示すとともに、舘越公民館近くのゲート調整による真崎堰の水の還流を馬場目川水系土地改良区へ要望している。今後は両土地改良区からの支援要請に加え、取水ポンプ設置も検討しているとの答弁がありました。

また、委員からは、新規に導入する給水車の仕様や契約内容、納期について確認があり、併せて、給水車を格納する車庫の建設計画やその場所についても質疑がありました。また、既存の給水車との違いや運用方法、導入後は2台体制となることの意義についての質疑もあり、さらに、断水時以外での活用可能性や、渇水時の運用の考え方についても質疑がありました。町当局からは、ポンプ付き給水車を新たに導入するものであり、契約額は2,450万円、納期限は令和8年2月20日であるとの説明がありました。仕様については、総重量7,500kgで準中型免許により運転可能、四輪駆動・オートマチック車で、タンク容量は2,800リットル、エンジン動力及び電動ポンプを備え、冬季でも使用可能なものである。また、車庫については水害を受けない安全な場所に建設する計画であるが、具体的な場所は未定とのことでありました。

現有の給水車は、自然流下方式で1か所に限定した給水しかできないが、新たな車輛導入により複数の給水ポイントの設置や介護施設等への配水も可能となり、導入後は計2台の体制となる。使用については、基本的に断水時に限定されるものであり、他自治体への応援には活用可能であるが、渇水時の平常利用は想定していないとのことでありました。

以上、給水車導入により、災害時の給水体制強化が図られることを確認いたしました。

そのほかには特に意見もなく、議案第60号は、全会一致で可決すべきものと決しております。

続いて議案第61号、令和7年度五城目町下水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

委員からは、収益的支出の管渠費の詳細について質疑があり、当局からは、カメラ調査により下水道管の劣化状況を点検するもので、今回は東磯ノ目のいしかわ郷土料理店からセブンイレブン付近まで延長約500mを対象としているとの答弁がありました。

さらに、過去の実施状況について質疑があり、平成30年から3年をかけて点検を行ったが、5年が経過したため、再確認の必要があることから予算計上したとの説明がありました。

また、点検を毎年場所を変えて実施しているのかとの質疑に対し、下水道法上、腐食の恐れがある管路について点検義務があるため、特に硫化水素の発生により腐食しやすい箇所を中心に調査しているとの答弁がありました。

他には特に意見もなく、議案第61号は、全会一致で可決すべきものと決しております。

続いて報告第4号、令和6年度決算に基づく健全化判断比率について及び報告第5号、令和6年度決算に基づく資金不足比率についての報告については、特に意見もなく、報告第4号及び報告第5号は、共に全会一致で報告済みと決しております。

次に報告第7号、株式会社あったか五城目の経営状況を説明する書類の提出についてであります。

委員からは、株式会社あったか五城目の株主総会に総務課長が出席したかについて質疑があり、当局からは、出席したが特に指摘はせず、他の出席者からは1株当たりの純資産額減少に関する意見があった旨の答弁がありました。また、五城館の利用に関し、小規模注文を断られた事例が示され、今後は柔軟な対応が経営上必要ではないかとの意見があり、当局からは、五城館と協議していくと答弁がありました。

さらに、次回の指定管理者について、株式会社あったか五城目が継続するのかとの質疑に対し、現時点では未定であり、今後協議を行っていくとの答弁がありました。

加えて、委員からは、五城館は飲食事業だけでなく、テナント導入など多角的な収益確保策が必要ではないかとの意見が出され、当局からは、株式会社あったか五城目の取締役や職員、商工会など幅広い意見を踏まえ検討していきたいとの答弁がありました。

他には特に意見もなく、報告第7号は、全会一致で報告済みと決しております。

以上、本定例会において総務産業常任委員会に付託されました付議事件の審査の経過と結果についての報告といたします。

○議長（石川交三君） 委員長報告に対する質疑を許します。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(石川交三君) 委員長報告に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。総務産業常任委員会に付託の議案第48号関係部分、議案第56号関係部分を除く各案件については、この際、討論省略の上、委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(石川交三君) 異議ないものと認めます。よって、議案第60号、議案第61号は原案可決、報告第4号、報告第5号、報告第7号は報告済みと決します。

次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。8番松浦委員長

○教育民生常任委員長(松浦真君) おはようございます。

令和7年9月定例会において教育民生常任委員会に付託されました付議事件は、関係部分を含む議案5件、報告1件の計6件であります。これらの審査のため、9月5日午前10時より教育民生常任委員会室において会議を開き、その経過と結果について報告いたします。

出席委員は6名、欠席1名であります。参与には、畑澤教育長、小玉学校教育課長、工藤生涯学習課長、石井住民生活課長、舘岡健康福祉課長、佐々木消防長をはじめ関係職員が出席。書記には、学校教育課鎌田主事、健康福祉課伊藤主任、消防本部渡邊係長をそれぞれ指名し、会議に入っております。

まずはじめに、議案第48号、専決処分第6号の承認を求めることについてであります。

本案は、すずめだて運動公園の管理環境整備として、クマ出没抑制に向けた芝生広場、外苑部の草刈り、伐採、工事請負費、第1から第3駐車場の区画線再塗装を計上したものであります。

委員から、駐車場区画線はどの程度の周期で再塗装しているかとの質疑に対し、当局から、今回は約10年前との答弁がありました。

他には特に質疑もなく、議案第48号は、全会一致で承認すべきものと決しております。

議案第56号、令和7年度五城目町一般会計補正予算(第3号)関係部分であります。

本案は、国保基盤安定負担金精算、介護保険施設等物価高騰対策事業費補助金、小中学校教育事業、千代田区防災イベントへの「あきたこまち」提供費、屋内温水プール循

環ろ過装置部材交換費用などを含む補正予算であります。

委員から、介護保険施設物価高騰対策補助金の補助単価はどのように設定されているかとの質疑に対し、当局から、入所者1人当たり5,000円、通所者1人当たり1,650円を半年分見込んでいるとの答弁がありました。

落雷による基地局修繕費は保険適用の見込みかとの質疑に対し、当局からは、保険会社との協議を進めており、保険適用を見込んでいるとの答弁がありました。

また、別の委員からは千代田区交流に伴う米の提供について、数量と単価、仕入先はどのようになっているのかとの質疑に対し、当局から、500gの袋を1,500袋、計750kgを調達し、1kg当たり約1,500円である。数量確保が困難であったため、今回は県内産で対応したとの答弁がありました。

審査の結果、議案第56号は、全会一致で可決すべきものと決しております。

続いて、議案第57号、令和7年度国民健康保険特別会計補正予算（第2号）であります。

主な内容は、マイナ保険証利用促進リーフレット費、子ども・子育て支援制度システム整備補助、保険給付費交付金の実績見込み補正、一般会計繰り入れの整理等であります。

委員からは、町におけるマイナンバーカードの登録率と保険証利用率はどの程度か、また、現行の保険証はいつまで利用できるのかとの質疑に対し、当局から、登録率は、令和7年5月時点で68.81%、利用率は21.53%である。保険証は9月末で廃止となり、その後は資格確認書で対応するとの答弁がございました。

委員から、共同電算によるシステム経費は高止まりしていないかとの質疑があり、当局から、効率化は進んでいるが、金額妥当性の判断は難しいと答弁がございました。

議案第57号は、全会一致で可決すべきものと決しております。

続いて、議案第58号、令和7年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）であります。

保険料の実績見込み、子ども・子育て支援制度システム整備費に係る歳入歳出補正等でございます。

委員から、今回の補正の具体的な内容は何かとの質疑に対し、当局から、保険料補正、子ども・子育て支援制度関連システム整備費105万5,000円であるとの答弁がございました。

他には特に質疑もなく、議案第58号は、全会一致で可決すべきものと決しております。

続いて、議案第59号です。令和7年度介護保険特別会計補正予算（第1号）です。

介護予防ケアマネジメント事業に係る各種交付金・負担金の整理、国庫・基金返還の計上、一般会計繰入等であります。

委員から、補正内容の中心は何かとの質疑に対し、当局から、地域支援事業交付金35万円、介護予防ケアマネジメント事業37万8,000円の増額、給付費負担金等の整理であるとの答弁がありました。

審査の結果、議案第59号は、全会一致で可決すべきものと決しております。

続きまして、報告第6号、令和6年度教育事務の点検・評価の報告であります。

本報告は規則に基づく年次報告であり、学校教育課4件、生涯学習課4件の計8事業を対象に、自己評価を行ったものであり、Aが4件、Bが3件、Cが1件で、外部審査委員会を経て取りまとめたものであります。

まずはじめに、教育留学事業でございます。

委員から、教育留学の受け入れはどのような効果が出ているか。また、課題は何かとの質疑に対し、当局から、関係人口の拡大に寄与している一方、住居条件が障壁となり移住に直結しにくい。コーディネーター体制の強化や寄附制度（ふるさと納税・企業版ふるさと納税）の活用を検討しているとの答弁がありました。

また、別の委員からは、コーディネーターへの謝金額や配置の実態はどうかと質疑に対し、当局から、昨年度は年額12万円を支給。教育留学時に田沢湖など他の観光地に行く保護者も多いことから、町内をよりよく知ってもらうためにも、複数体制が望ましいと考えていると答弁がありました。

放課後児童健全育成事業（すずむしクラブ）であります。

委員から、高学年児童の学習環境整備は十分かとの質疑があり、当局からは、高学年が集中して学習できるスペースが不足しており、「わーくる」や2階スペースを活用することを検討していると答弁がありました。

保護者や児童へのアンケート調査は行っているかとの委員からの質疑に対し、当局からは、現状は未実施だが、ニーズ把握のために検討したいと答弁がございました。

続いて、五城目こども議会です。

委員から、こども議会の成果と課題はどうかとの質疑に対し、当局から、子どもたち

の主体性を高める場として一定の成果がある。今後は議員による出前授業やオンライン化も検討していると答弁がありました。

こども議会に小規模な裁量予算を付与することは考えられないかとの委員からの質疑に対し、当局から、現時点では制度化されていないが、全国の先進事例を参考に研究するとの答弁がございました。

また、別の委員からは、3年程度のスパンで具体的な目標を設定すべきではないかと質疑があり、当局から、継続的な検討課題としたいとの答弁がありました。

伝統文化子ども教室事業であります。

委員から、伝統文化教室の現状と課題はと質疑に対し、当局から、指導者の高齢化が進み、担い手確保が大きな課題となっていると答弁がありました。

授業や発表会と連動させることで継承を強化すべきではないかと委員から質疑があり、当局からは、学校教育と連動させることを検討していると答弁がありました。

また、別の委員からは、地域行事（盆踊りなど）と結びつけて子どもの参加機会を増やせないかと質疑があり、当局からは、地域と連携した継承の場を模索していきたいと答弁がありました。

報告第6号は報告済みと決しております。

以上で、令和7年9月定例会において教育民生常任委員会に付託されました付議事件の審査の経過と結果についての報告といたします。

○議長（石川交三君） 委員長報告に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 委員長報告に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。教育民生常任委員会に付託の議案第48号関係部分、議案第56号関係部分を除く各案件については、この際、討論を省略の上、委員長報告のとおり決めるにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第57号、議案第58号、議案第59号は原案可決、報告第6号は報告済みと決します。

次に、議案第48号、専決処分（第6号）の承認を求めることについて、令和7年度五城目町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

各委員長の報告は原案承認です。議案第48号については、この際、討論省略の上、

各委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(石川交三君) 異議ないものと認めます。よって、議案第48号、専決処分(第6号)の承認を求めることについて、令和7年度五城目町一般会計補正予算(第2号)は、原案承認と決します。

次に、議案第56号、令和7年度五城目町一般会計補正予算(第3号)を議題といたします。

各委員長の報告は原案可決です。議案第56号については、この際、討論省略の上、各委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(石川交三君) 異議ないものと認めます。よって、議案第56号、令和7年度五城目町一般会計補正予算(第3号)は、原案可決と決します。

次に、議案第62号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

人事案件3件でございますが、3件とも議案はタブレットに掲載してございます。

本案について提案理由の説明を求めます。荒川町長

○町長(荒川滋君) 議案第62号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、本町の人権擁護委員5名のうち、石井正氏が令和7年12月31日をもって退任することに伴い、新たに鳥井雅則氏を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

鳥井氏のこれまでの経歴、お人柄などから、真に適任と思われまますので、よろしくお願いたします。

経歴につきましては、タブレットの議案に添付してありますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長(石川交三君) 本案に対する質疑を許します。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(石川交三君) 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、委員会付託を省略し、この際、討

論省略の上、同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(石川交三君) 異議ないものと認めます。よって、議案第62号については同意することに決定いたします。

次に、議案第63号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。荒川町長

○町長(荒川滋君) 議案第63号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、本町の人権擁護委員5名のうち、佐藤富貴子氏が令和7年12月31日をもって退任することに伴い、新たに伊藤千恵子氏を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

伊藤氏のこれまでの経歴、お人柄などから、真に適任と思われまますので、どうかよろしく願いいたします。

経歴につきましては、同じくタブレットに添付してありますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長(石川交三君) 本案に対する質疑を許します。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(石川交三君) 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、委員会付託を省略し、この際、討論省略の上、同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(石川交三君) 異議ないものと認めます。よって、議案第63号については同意することに決定いたします。

次に、議案第64号、教育長の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。荒川町長

○町長(荒川滋君) 議案第64号、教育長の任命につき同意を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、五城目町教育委員会の教育長である畑澤政信氏が令和7年10月4日をもって任期満了となり、新たに小玉史男氏を教育長として選任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

小玉氏のこれまでの経歴、お人柄などから、真に適任と思われまますので、よろしく願いいたします。

経歴につきましては、お手元のタブレットの議案に添付してありますので、よろしくご審議の上、ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、委員会付託を省略し、この際、討論省略の上、同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第64号については同意することに決定いたします。

次に、議員派遣の件についてを議題といたします。

議員派遣については、地方自治法第100条第13項及び会議規則第115条の規定により、議会の議決で決定する必要があります。

お諮りいたします。議員派遣の件について決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議員派遣の件については決定いたします。

お諮りいたします。ただいま決定いたしました議員派遣の内容に今後変更を要する場合は、その取り扱いを議長に一任いただきたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議員派遣の内容に変更を要する場合の取扱いは、議長に一任されました。

次に、議会運営委員長より、次の議会の会期日程等に関する審査のため、五城目町議

会会議規則第71条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(石川交三君) 異議ないものと認めます。よって、次の議会の会期日程等に関する審査等のため、閉会中の継続審査とすることに決定いたします。

以上で本日の議事は全部終了をいたしました。

(「議長」の声あり)

○議長(石川交三君) はい、11番斎藤議員。

○11番(斎藤晋君) 議事進行で発言をお許しいただきたいと思います。

○議長(石川交三君) 発言を許します。

○11番(斎藤晋君) 最終日の貴重な時間ではありますけども、一般質問の中で、2番小玉議員の発言について、そして翌日の訂正発言について発言をさせていただきたいと思います。

議席番号2番小玉議員の五城目町立五城目第一中学校の質問で、議長から訂正を求められ、それを断り、次の日に訂正をしたが、私の心には言い訳にしか聞こえてきませんでした。

私は中学校の3年間で人生の中で一番思い出に残る3年間であり、五城目第一中学校の呼び名も好きであり、変えて欲しくないと思っている一人であります。

自分の発言の訂正するのであれば、謝罪し、言い訳を言わず訂正すべきであったと思います。できるのであれば、小玉議員の再度の訂正発言をお願いしたいと思います。

議長のお計らいをお願いしたいと思います。

(「議長」の声あり)

○議長(石川交三君) 13番佐々木議員。

○13番(佐々木仁茂君) 関連して発言の許可をお願いします。

○議長(石川交三君) はい、発言を許します。

○13番(佐々木仁茂君) 今、斎藤議員が発言したとおり、私も全く同感であります。

五城目第一中学校の卒業生が「第一」という校名でからかわれたとか、そういった何ら根拠のない話であって、私は侮辱にあたるし、私は許されない発言だというふうに思っています。本来であれば、私は懲罰ものだと、懲罰にかかる、そんな事案であったとい

うふうに思っております。ですから、議長をして、しっかり対応を取り計らっていただきたい。

以上です。

○議長（石川交三君） 今、11番齋藤議員、13番佐々木議員から発言がございました。

9月3日であったと思っておりますが、小玉議員の一般質問で、小馬鹿にしているというような発言につきましては、議長から訂正を勧告しまして、本人もこれを了としたために、そのように措置することとしたものであります。その後、先ほど齋藤議員の指摘された経緯につきましても、議長から、五城目第一中学校を卒業し、校名に誇りを持つ人に見れば、これは受け入れ難い発言ではないかということでお話をして、訂正を勧告しましたけれども、その時点では小玉議員は訂正しない旨の発言でありました。そして、次の日4日の議会開会冒頭に訂正の発言があったものであります。その時は、議長として、この後、議事録を精査し、措置するとしたものであります。

また、今、13番佐々木議員から、懲罰ものではないかのような発言がございましたが、懲罰は事案が発生した翌日に、若しくはその瞬間に文書をもって動議として提出しなければなりませんし、三日の間に処理しなければならないものであります。ですから、該当はいたしません。

しかしながら、会議規則第61条にありますように、訂正は字句に限られまして、発言の趣旨そのものを変えることはできません。小玉議員発言は、これは議会として看過できないものと判断するものであります。よって、地方自治法第129条、会議規則第97条に基づきまして、小玉議員に反省を求め、厳重注意といたします。

ここで、畑澤教育長より発言を求められておりますので、これを許します。畑澤教育長、演壇へお進みください。

○教育長（畑澤政信君） お疲れのところ、貴重なお時間をいただき、ありがとうございます。

任期満了に伴い、退任にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

在職9年間、長いようで振り返ってみると、あっという間に過ぎたように感じております。

五城目小学校の改築事業、それから新型コロナの感染等、学校教育活動の制限、それから水害による断水で臨時休校など、「汝、なんのためにそこにありや」という言葉を自分自身に問いながら数多くの課題に向き合ってきましたが、議員の皆さんのご理解と

ご協力により、職務を全うすることができました。心から感謝申し上げます。

また、改築事業を契機に新たな事業も展開できました。事業を進めていく中で、ナンバーワンを目指すのではなく、オンリーワンの特色ある授業の実現を考えていきました。おかげさまで全国的にも教育のまち五城目を発信することができました。

後任が決まりましたが、多くの先輩たちが築いてきた五城目教育のたすきを引き継いでもらいたいと思っております。

これからは、できる限り多くの糸を紡いで、新しい時代に見合った教育の姿を形にしていきたいと思います。願っております。

結びに、議員の皆様のみならずのご活躍と五城目町の発展をご祈念申し上げ、退任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（石川交三君） 畑澤教育長、大変長い間ありがとうございました。ご苦勞様でございます。

以上で、令和7年第3回五城目町議会定例会を閉会いたします。大変ご苦勞様でした。

---

午前11時26分 閉会

会 議 録 署 名 議 員

議 長

議 員

議 員